

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
大和川下流部大規模氾濫域の減災に係る取組方針

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 大和川下流部大規模氾濫域の減災に係る取組方針

本取組方針について、各機関は、地域の
実情等に応じて必要な取組を実施するものとします。

令和4年3月31日

大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会

大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、
大和川右岸水防事務組合、大阪府、大阪管区气象台、西日本旅客鉄道株式会社、
近畿日本鉄道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社、南海電気鉄道株式会社、
阪神電気鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、国土交通省近畿地方整備局

目 次

1. はじめに	1
2. 本協議会の構成員.....	3
3. 大和川の概要.....	4
4. 現状の取組状況と課題.....	5
5. 減災のための目標.....	13
6. 概ね5年で実施する取組.....	14
7. フォローアップ.....	23

※改訂履歴

平成28年8月28日：策定

令和2年7月30日：緊急行動計画の改定（H31.1.29）を反映

令和4年3月31日：目標年次の更新

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長時間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、令和 2 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

大和川下流部では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、地域住民の安全安心を担う沿川 8 市（大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市）、2 水防事務組合（大和川右岸水防事務組合、泉州水防事務組合（平成 28 年 12 月解散）、大阪府、大阪管区气象台、近畿地方整備局で構成される「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」を平成 28 年 4 月 13 日に設立した。

その中で、大和川下流部沿川は、JR 大和路線や近鉄大阪線等の鉄道や、阪神高速堺線・松原線をはじめ近畿自動車道、阪和自動車道、国道 25 号等の基幹交通施設に加え、河口部には堺泉北港や大阪港等の阪神工業地帯の中枢港湾が位置し、陸海交通の要所となっており、大阪市や堺市をはじめとした近畿地方の行政・産業の主要機能の集積地域である。

大和川下流部では、昭和 57 年台風 10 号により、西除川等が合流する付近で計画高水位を超過し、大規模な浸水が発生した。本協議会では、この時の教訓や、その後各地で頻発している洪水の教訓を踏まえ、「避難・防ぐ・回復」といったことに主眼をおいた取組方針を策定した。

その後発生した平成30年7月豪雨では、広域的かつ同時多発的に河川の氾濫や土石流等が発生し、200名を超える死者・行方不明者と多くの家屋被害に加え、ライフラインや交通インフラ等の被災によって、甚大な社会経済被害が発生した。

平成30年7月豪雨災害を受けて社会資本整備審議会の答申では、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされている。

国土交通省は、これらを踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を平成31年1月29日に改定した。具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時の実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充した。

今後、本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第5条に基づき作成した。

※本取組方針は、大和川・石川の直轄管理区間を対象としたものである。

※本協議会で対象とする「大和川下流部」は、奈良県との境界である亀の瀬狭窄部から河口部までの大阪府域をいう。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成メンバーは以下のとおりである。

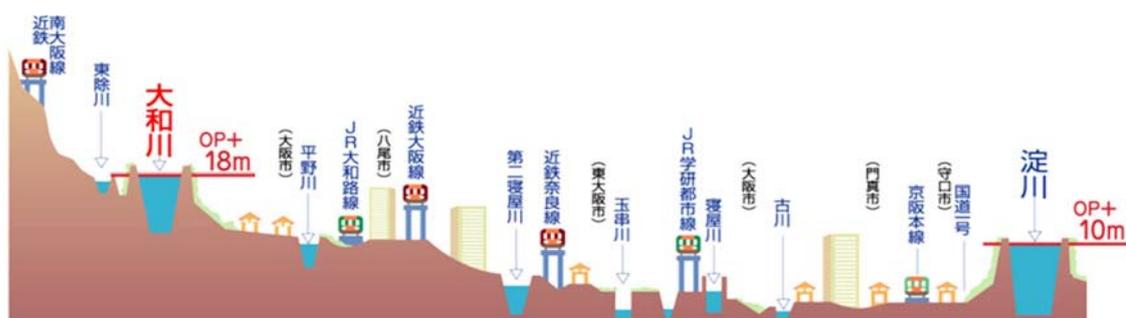
参加機関	構成メンバー
大阪市	市長
堺市	市長
八尾市	市長
松原市	市長
柏原市	市長
羽曳野市	市長
藤井寺市	市長
東大阪市	市長
大和川右岸水防事務組合	事務局長
大阪府	都市整備部事業管理室長
〃	都市整備部河川室長
〃	政策企画部危機管理室長
大阪管区气象台	台長
西日本旅客鉄道株式会社	近畿統括本部長
近畿日本鉄道株式会社	大阪統括部 施設部長
大阪市高速電気軌道株式会社	交通事業本部 副本部長
南海電気鉄道株式会社	鉄道営業本部 施設部 施設部長
阪神電気鉄道株式会社	都市交通事業本部 工務部長
阪堺電気軌道株式会社	常務取締役
近畿地方整備局	大和川河川事務所長

※平成 28 年 12 月に泉州水防事務組合解散

3. 大和川の概要

大和川は、水源を笠置山地に発して初瀬川溪谷を下り、奈良盆地周辺の山地より南流する佐保川、秋篠川、富雄川、竜田川、北流する寺川、飛鳥川、曾我川、葛下川等の大小の支川を合わせながら西流する。その後、大阪府と奈良県の府県境にある亀の瀬狭窄部を経て河内平野に入り、和泉山脈を水源とする左支川石川、東除川、西除川を合わせ、浅香山の狭窄部を通過し、大阪湾に注ぐ幹川流路延長 68km、流域面積 1,070km² の一級河川である。

下流部の大和川は、柏原地点から北上し淀川と合流していたが、柏原市役所付近から下流は 1704 年に付け替えられた人工河川で、流路を西向きに付け替えられたため、大阪平野の高い位置を流れている。



大和川下流部は著しい天井川であり、右岸側の堤防が決壊した場合の氾濫域は広範囲に拡散する。また、左岸側は貯留型の氾濫形態となり、浸水深が大きいといった特徴がある。氾濫域には人口・資産が集積し、一度堤防が決壊すると大都市部が広範囲に浸水し、甚大な社会経済被害を及ぼす等、水害リスクが極めて大きい。

昭和 57 年 (1982 年) には、8 月 2 日に柏原地点において約 2,500m³/sec の流量を記録した戦後最大となる洪水が発生した。大和川本川では、1 日から 3 日にかけて、藤井付近や支川西除川合流付近では計画高水位を超えたほか、奈良県や大阪府内の支川のはん濫や内水浸水の発生により、21,956 戸の家屋が浸水する等の被害が生じた。

大和川下流部の治水対策は、河道掘削・堤防等の整備を実施している。



4. 現状の取組状況と課題

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、多数の孤立者が発生する要因の一つとなった避難指示等の発令の遅れや住民の自主的避難が十分ではなかったこと、また土のう積み等の水防活動が十分に出来なかったことは、これまでの水害対策に課題があることを浮き彫りにした。

大和川下流部において、戦後最大規模の昭和 57 年台風 10 号の他、各地で頻発している洪水の教訓及び、参加機関が現在実施している主な減災に係る取組状況から見えてきた主な課題の概要は以下のとおりである。

【避難】

避難経路の周知や広域避難に向けた調整、要配慮者利用施設の避難対策等が十分でないことが挙げられ、広範囲の浸水に対し住民等が主体的に避難行動するため取組を充実させる必要がある。

【防ぐ】

大和川下流部において、戦後最大となる昭和 57 年洪水と同規模洪水を安全に流すことを目的として、順次堤防整備等を実施しているが、被害拡大を防ぐといった観点では、計画堤防断面に満たない区間が存在することや、水防団(消防団)等との情報伝達の訓練が十分でない等といった水防活動に関わる課題が挙げられる。これら課題への対応を通じて、住民等の避難時間を一秒でも確保する取組が必要である。

【回復】

大規模な洪水氾濫による経済への影響が極めて大きいことから、現状の状態に早期に回復させるため、氾濫水を円滑かつ迅速に排水するための検討や、大規模工場等への水害対策等の啓発活動への対応が課題となっている。

以上の課題を踏まえ、大和川下流部の大規模水害に備えて「避難・防ぐ・回復」に対する具体的取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものである。

参加機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題の詳細は、以下のとおりである。

(1) 情報伝達等に関する事項

凡例 [現状：○、課題：●
アルファベット(A, B, C等)：課題の整理記号]

項目	現状(○)と課題(●)	
想定される浸水リスクについて	○大和川水系の直轄管理区間において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域を大和川河川事務所のHP等で公表（公表河川：大和川、佐保川、曾我川）している。	
	●洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域に対する住民の理解や、住民等に対する周知が十分でない。	A
避難指示等の発令基準について	○避難指示等の発令基準を避難指示等の判断・伝達マニュアル等に定め、その内容に基づき発令している。	
	●避難指示等の発令基準の住民等に対する周知が十分でない。	B
	●避難が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される。 ●空振りの避難指示等が多発した場合に信憑性が薄れ、避難率の低下が懸念される。	C

項目	現状(○)と課題(●)	
避難場所、避難経路の指定について	<p>○避難場所の住民等への周知は、防災マップやハザードマップに記載し、住民に配布している。</p> <p>○一部の自治体は、避難経路を防災マップやハザードマップに記載している。</p>	
	<p>●ハザードマップは配布されているが、見られていない家庭もあり、避難場所の周知が十分でないことが懸念される。</p> <p>●避難場所を指定されている自治体においても、避難経路が指定されていない場合がある。</p>	D
広域避難について	<p>○同一府内の他の市町村の区域における一時的な滞在を考慮した広域避難計画が具体化しているのは一部の自治体に留まっている。</p> <p>○ただし、広域避難について近隣市と調整している自治体も多い。</p>	
	<p>●避難場所や避難所までのルートが浸水（外水氾濫水または内水氾濫水により）する。</p> <p>●一部の自治体では、近隣市との調整についても実施に至っていない。</p>	E
住民等への情報伝達の方法について	<p>○伝達方法としては、自治会組織（自治会長）への連絡、エリアメール、WEB、防災行政無線、広報車の利用及び、ラジオテレビ等報道機関への協力要請等が実施されている。</p>	
	<p>●WEB などにより情報提供を実施しているが、住民等に対し切迫感が伝わっていない。</p> <p>●防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。</p> <p>●防災情報が高齢者に伝わっていない。</p>	F

項目	現状(○)と課題(●)	
避難誘導體制について	<p>○市職員、消防団員、警察署、自主防災組織が連携して、避難誘導を行っている。</p> <p>○避難行動要支援者に対しては、地域住民、自主防災組織等と連携し、避難誘導を行っている。</p>	
	<p>●避難者の高齢化に配慮した避難計画となっていない。</p> <p>●夜間などの避難指示等発令時期のタイミングが難しい。</p> <p>●要配慮者利用施設等の避難誘導體制の整備が必要。</p>	G
要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等防災上配慮を要する者が利用する施設）の避難対策について	<p>○一部の施設所有者・管理者は、避難計画を作成している。</p>	
	<p>●避難計画に基づく避難訓練を実施している施設所有者・管理者は少ない。</p> <p>●円滑かつ迅速な避難を実現するため、避難計画を作成していない施設所有者・管理者へ情報提供し、作成の拡大が必要。</p>	H
避難訓練の実施について	<p>○避難場所までの避難訓練を実施している自治体が多いが、大和川の氾濫被害を対象に訓練を実施している自治体は少ない。</p>	
	<p>●ハザードマップをもとに大和川の氾濫被害を対象とした訓練を継続的に実施することが必要。</p>	I
災害教育について	<p>○小中学校や地域を対象に水災害教育を実施している。</p>	
	<p>●住民の防災意識・知識は十分でなく、水災害教育の取り組みの充実・継続が必要。</p>	J

項目	現状(○)と課題(●)	
まるごとまちごとハザードマップについて	○半数の自治体での設置に留まっている。	K
	●訓練での活用が十分でない。 ●図上だけでなく現地において浸水深・避難場所等を事前に知らせておくことが重要であり、広報活動による周知や、さらなる整備の推進が必要。	
避難に関する啓発活動について	○広報を実施したり資料を作成し、周知している。	L
	●水防災意識の伝承が必要。 ●防災に関して関心が低い人に対する効果的な啓発活動が十分でない。	
市庁舎等の災害時における対応	○堤防の決壊等に対し、代替の執務場所を確保している。	M
	●大規模氾濫時に市役所等災害基地が水没すると機能が低下する。 ●一部の災害拠点病院が浸水想定区域内にある。	
大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動について	○一部では浸水リスク等の説明、努力義務について啓発している自治体もあるが、多くの自治体で実施に至っていない。	N
	●地域経済に多大な影響を及ぼす大規模工場等への水害対策等の啓発活動が十分でない。	

(2) 水防に関する事項

項目	現状(○)と課題(●)	
水防団（消防団）等との情報共有について	○ほとんどの自治体は、水防団等との情報共有をしている。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●伝達訓練をしている自治体は半数程度に留まっている。 ●情報伝達の訓練を含む情報提供の継続性が必要。 ●出動初期体制の混乱や連絡体制の不備により水防活動が遅れる恐れがある。 ●担当エリアに隣接する地区との重要水防箇所に関する情報・認識が不十分。 	0
水防体制	○半数以上の自治体が水防倉庫だけでなく、水防倉庫以外にも水防活動に必要な資機材を備蓄している。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●資機材の充実が必要。 ●水防資材の点検管理の徹底（資材補充等の的確性）が必要。 	P
	○半数程度の自治体において、水防団等を含む関係機関が連携した実働水防訓練を実施している。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●訓練が定期的に毎年実施されていない自治体が多く、継続性の確保も課題。 	Q
	○一部の自治体で団員募集、河川に近接する企業に協力要請している。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●水防団（消防団含む）構成員の高齢化が進んでいる。 ●自主防災組織の組織率が低い。 	R

項目	現状(○)と課題(●)	
河川水位等に係る情報提供について	○市のホームページ等に大和川の河川水位等をリアルタイムで見られるように大和川河川事務所HPの「リアルタイム観測情報マップ」又は国土交通省HPの「川の防災情報」とリンクを貼っている。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●ライブ映像をホームページで提供しているが、箇所は限られており、各市の防災対策や住民の避難行動の判断に必要な箇所に対して十分でない。 ●基準水位観測所の対象区間が広範囲であるため、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有が難しい。 	S

(3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状(○)と課題(●)	
氾濫水の排水について	○外水氾濫水を排水するポンプ施設はない。 ○半数程度の自治体が氾濫水を迅速に排水するため、排水のための計画が必要と考えている。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●内水排水のポンプ施設はあるが、外水氾濫水を排水するポンプ施設がない。 ●排水計画がなく、円滑な排水実施上の課題がある。 ●決壊を伴う大規模氾濫時等における排水機場等の操作に関わる情報が関係機関に共有されていない。 ●既存内水排水ポンプ施設等の活用の課題がある。 ●排水路、排水施設等に係る情報が関係者間で共有されていない。 	T

(4) 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状(○)と課題(●)	
排水施設の耐水化について	○半数程度の自治体が排水ポンプ場等の排水施設において耐水化(門扉等の水密化など)を図っている。	
	●耐水化されていない施設がある。	U
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	○現在の堤防の高さや幅、過去の漏水実績などから、河川改修を実施してきている。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●計画堤防断面に対して、高さや幅が不足している区間や、浸透・侵食に対して安全性が確保されていない区間があり、洪水により氾濫する恐れがある。 ●河川改修の完了には時間、費用を要する。 	V

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各参加機関が連携して令和7年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

近畿最大の大阪都市圏に拡散する大和川下流部の大規模水害に対して、「迅速、的確かつ主体的な広域避難」と、「水害に強い都市への再構築」を目指す。

【目標達成に向けた3本柱】

上記目標達成に向け、大和川下流部において戦後最大となる昭和57年洪水と同規模洪水を安全に流すことを目的として、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流す対策に加え、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

1. (避難) 広範囲の浸水に対して迅速、的確かつ主体的な広域避難行動のための取組み
2. (防ぐ) 一秒でも長い避難時間の確保のための水防活動実現への取組み
3. (回復) 氾濫による社会経済被害の軽減、早期回復を可能とする水害に強い都市の再構築のための取組み

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各参加機関が取り組む主な内容（取組項目・目標時期・取組機関）は次のとおりである。

1) 洪水を河川内で安全に流す対策

主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関
<p>■洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠里小野地区の堤防整備 ・長吉川辺地区の侵食対策 ・太田地区の侵食対策 ・国分市場地区の堤防整備 	V	<p>令和7年度</p> <p>実施済み</p> <p>実施済み</p> <p>実施済み</p>	近畿地整
<ul style="list-style-type: none"> ・重要インフラの機能確保 <p>【下水道・国・都道府管理河川】 ○2018年の緊急点検を踏まえ、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される地方公共団体及び河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ○予備ポンプや移動式ポンプ等を活用した効率的な内水排除方法を関係機関で連携して検討し、順次実施。</p> <p>【下水道】 ○浸水対策に関する取組の好事例を収集し地方公共団体へ情報提供するとともに、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体への助言を実施。 ○各下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成を実施。 ○浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設について、各施設管理者が実施する浸水被害の防災軽減策の支援を推進。</p>		令和7年度	大阪市、堺市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市

2) 「1. (避難) 広範囲の浸水に対して迅速、的確かつ主体的な広域避難行動のための取り組み」

主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関
<p>■ 避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新・活用に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難指示等の発令基準の設定 ・ 避難指示等の発令基準の周知 (HP での公開等) 	B	<p>実施済み。今後フォローアップ</p> <p>実施済み。今後フォローアップ</p>	<p>8市</p> <p>大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新 ・ タイムラインの作成・更新支援 	C	<p>実施済み。今後フォローアップ</p> <p>実施済み。今後フォローアップ</p>	<p>8市</p> <p>大阪府、大阪管区气象台、近畿地整</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ タイムラインに基づく訓練の実施 	C G I M	<p>令和7年度</p>	<p>大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪府、大阪管区气象台、近畿地整</p>

主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関
<ul style="list-style-type: none"> ・多機関連携型タイムラインの拡充 <p>【共通】 ○ゼロメートル地帯を含むエリアにおいて、公共交通機関も参画したタイムライン策定に向けた検討を実施。 ○主要な都市部を含むエリアにおいて、ブロック多機関連携型タイムラインを順次展開。</p>		令和7年度	8市、大阪府、大阪管区气象台、近畿地整、各鉄道会社

主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関
<p>■ハザードマップの作成・周知等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表 ・想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表 	A	実施済み。今後フォローアップ	近畿地整
<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難に向けた調整及び検討 	E	令和7年度	8市
<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難を考慮したハザードマップへの更新・周知 	D E I	令和7年度	大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市
<ul style="list-style-type: none"> ・まるごとまちごとハザードマップの整備・更新・周知（訓練への活用） 	K	令和7年度	大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、近畿地整

主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関
・避難場所並びに避難経路の指定・更新及び周知	D	実施済み。今後フォローアップ	8市
・応急的な退避場所の確保 【国・都道府管理河川共通】 ○協議会等の場において、応急的な退避場所の必要性について検討に着手。 ○新たに市町村が退避場所の整備等を行う場合には、3ヵ年緊急対策で発生する建設発生土を活用するなど、効率的な整備について検討・調整。 ○安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要がある地域において退避場所の整備。 ○洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について協議会の場等を通じて情報提供。		令和7年度	堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、大阪市
・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進 【国・都道府管理河川、砂防共通】 ○モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。		令和7年度	8市
・要配慮者利用施設の避難計画作成の促進および避難訓練の促進支援	G H	令和4年度	8市、大阪府、大阪管区气象台、近畿地整、
■防災教育や防災知識の普及に関する事項 ・小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施	A F B H C J L	実施済み。今後フォローアップ	8市、大阪府、大阪管区气象台、近畿地整
・水災害意識啓発の広報	A H B L	実施済み。今後フォローアップ	8市、大阪府、大阪管区气象台、近畿地整
・共助の仕組みの強化 【国・都道府管理河川共通】 ○市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会等への参加や防災部局から当該協議会等に関する情報提供を受けるなどにより情報共有		令和7年度	8市

主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関
<p>を実施。</p> <p>○協議会等の場を活用して、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整。</p> <p>○要配慮者利用施設の避難における、地域との連携事例を引き続き収集するとともに、収集した事例を分析し、結果をとりまとめて公表。</p> <p>○地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。</p> <p>【国管理河川】</p> <p>○引き続き、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。</p>			
<p>■避難行動のためのリアルタイム情報発信等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同報系防災行政無線等の整備 	F	実施済み。今後フォローアップ	8市
<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動の判断に必要な河川水位に関する情報提供（必要箇所の拡大、大和川水位情報提供サイトのリンク貼付等） 	S	実施済み。今後フォローアップ	8市、大和川右岸水防事務組合、大阪府、近畿地整
<ul style="list-style-type: none"> ・メール情報配信システムの構築、利用登録促進 ・スマートフォン等を活用したリアルタイムの情報提供ならびにプッシュ型情報発信のための整備 	F	実施済み。今後フォローアップ 実施済み。今後フォローアップ	松原市 近畿地整
<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報文の改良と運用 	C F	実施済み。今後フォローアップ	大阪管区气象台、近畿地整

主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関
<p>・危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理</p> <p>【国・都道府管理河川共通】 ○危険レベル（警戒レベル）の導入に関し、洪水予報警報及び水位周知の発表形式の見直しを行い、発表情報の参考となる警戒レベルが分かる発表文にて運用。 ○関係機関との連携のもと、各種防災情報における住民自らの行動（避難準備や避難開始）のためのトリガーとなる情報を明確化し、これらのトリガー情報について適切なタイミングで緊急速報メールを配信するための仕組みを構築。 ○水害・土砂災害に関する緊急速報メールについて、緊急性とその内容が的確に伝わるよう、配信文例を作成し関係者間で共有し、自治体にも周知。 ○2018年の緊急点検を踏まえ、これまで別々に管理されてきた水害・土砂災害に関する情報を統合表示するシステムによる情報提供を開始。</p> <p>【砂防】 ○危険レベル（警戒レベル）を踏まえた土砂災害警戒情報を発表できるよう、参考となる発表文を見直し、運用。</p>		実施済み。今後フォローアップ	大阪管区気象台、近畿地整
<p>・洪水予測や河川水位の状況に関する解説</p> <p>【国管理河川】 ○状況の切迫性が効果的に伝わる解説となるよう、解説を行う際の体制や、解説のタイミングとその内容等について整理。 ○出水時に、国土交通省職員等普段現場で災害対応に当たっている専門家がリアルタイムの状況をテレビやラジオ等のメディアで解説し、状況の切迫性を直接住民に周知。</p>		実施済み。今後フォローアップ	近畿地整
<p>・土砂災害警戒情報を補足する情報の提供</p> <p>【砂防】 ○スネークライン※の公表等の土砂災害警戒情報を補足する情報に関する先進的な取組事例を協議会等の場を通じて都道府県に共有。 ○既存システムの改修に合わせて、順次スネークラインの公表等を実施。</p>		令和7年度	堺市、八尾市、柏原市、羽曳野市、大阪府、東大阪市

主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関
<p>※スネークライン図は、縦軸を短期の降雨を表す指標の「60分間雨量」、横軸を長期の降雨を表す指標の「累加雨量指数」として、土砂災害発生の危険度を雨の降り始めから現在、そして3時間後の予測までの折れ線グラフで表したものです。この折れ線は、その変化の様子が蛇の動きに似ていることから「スネークライン」と呼ばれています。</p>			
<p>・簡易水位計、量水標、CCTV カメラの設置</p>	S	実施済み。今後フォローアップ	大和川右岸水防事務組合、近畿地整

3) 「2. (防ぐ) 一秒でも長い避難時間の確保のための水防活動実現への
取り組み」

主な取組項目	課題の 整理 記号	目標時期	取組機関
<p>■水防活動の強化に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防団(消防団含む)との情報伝達訓練の実施 	O P Q	実施済み。今後フォローアップ	8市、大和川右岸水防事務組合、大阪府、大阪管区气象台、近畿地整
<ul style="list-style-type: none"> ・水防団員や消防団員・水防協力団体の募集・指定を促進 	R	実施済み。今後フォローアップ	大阪市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大和川右岸水防事務組合
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が連携した実働水防訓練の実施(水防資材の点検管理含む) 	O P Q	実施済み。今後フォローアップ	協議会全体
<ul style="list-style-type: none"> ・浸水時においても災害対応を継続するための庁舎等施設の整備(自家発電装置等の耐水化など) 	M	令和7年度	大阪市、八尾市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪府、近畿地整

主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関
<p>■水防活動支援のための情報公開、情報共有に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要水防箇所の情報共有と関係市等との共同点検の実施 	0	実施済み。今後フォローアップ	大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大和川右岸水防事務組合、大阪府、大阪管区气象台、近畿地整
<p>■防災気象情報の改善に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メッシュ情報の充実（さまざまな地理情報との重ね合わせ 等）・利活用の促進 ・警報等における危険度を色分け表示（分かりやすい表示） 	F	<p>実施済み。今後フォローアップ</p> <p>実施済み。今後フォローアップ</p>	<p>大阪管区气象台</p> <p>大阪管区气象台</p>
<p>■危機管理型ハード対策に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防天端の保護 ・裏法尻の補強 	V	<p>実施済み。今後フォローアップ</p> <p>令和7年度</p>	近畿地整

4) 「3. (回復) 氾濫による社会経済被害の軽減、早期回復を可能とする水害に強い都市の再構築のための取り組み

主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関
<p>■ 排水活動及び施設運用の強化に関する取組事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模水害を想定した既存排水施設等の活用方法及び排水ポンプ車の設置箇所等、排水に関する検討 	T U	令和7年度	大阪府、近畿地整、大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水に関する訓練の実施 	T	令和7年度	大阪市、堺市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪府、近畿地整、八尾市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水設備の耐水性の強化 <p>【下水道・国管理河川】 ○ 浸水による機能停止リスクが高い箇所において、リスク低減策の検討や復旧資材の確保に着手。 ○ 2018年の緊急点検を踏まえ、浸水による機能停止リスクが高い下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を概ね完了。</p>	U	令和7年度	大阪市、堺市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 	N	令和7年度	堺市、八尾市、東大阪市

また、鉄道事業者の構成員は、減災に係る取組を実施していく。

7. フォローアップ

各機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

(附則)

本取組方針は、平成 28 年 8 月 25 日に策定

令和 2 年 7 月 30 日 平成 31 年 1 月 29 日付「緊急行動計画の改定」の反映
に伴う改定

令和 4 年 3 月 31 日 目標年次変更に伴う改定